

令和4年長浜市農業委員会4月定例総会会議録

令和4年4月11日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（19人）

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番 八若 和美	2番 中川 半弥
	3番 家倉 和行	4番 多賀 正和
	6番 森川 ゆり	7番 廣部 重嗣
	8番 森 勘十	9番 橋本 治太郎
	10番 村方 義昭	11番 伊藤 泰子
	12番 尚永 稔	14番 北川富美子
	15番 大塚 高司	16番 阿辻 康博
	17番 小畑 義彦	18番 池田 美由紀
	19番 二矢 秀雄	20番 西橋 絹子

2. 会議に欠席した委員

13番 角田 功

3. 会議に出席した職員

局長 今莊 和則、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則
副参事 近藤 英昭

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

議案第54号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第55号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第56号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第57号	農用地利用集積計画案について
議案第58号	土地改良事業参加資格交代承認について
議案第59号	農地法第3条第2項第5号の規定による別断の面積、下限面積の設定について

5. 議事録署名委員

7番 廣部 重嗣 9番 橋本 治太郎

午後1時30分開会

(事務局)

みなさん、こんにちは。令和4年度最初の定例総会に先立ちまして、本年2月27日の長浜市長選挙において、市長に就任されました浅見市長より、ご挨拶をいただきます。

(市長)

みなさん、こんにちは。この度、市長選挙にて市民の皆様の信任を受け、就任させていただきました浅見宣義と申します。今後ともよろしくお願ひします。本日、皆様におかれましては春の農作業でお忙しい中、農業委員会4月定例総会に集まりいただき、お時間いただきまして御礼申し上げます。農業委員の皆様には、日ごろから農地の保全並びに、地域農業の振興にご尽力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして御礼申し上げたいと思います。世界中では新型コロナの感染が広がっており、私達の生活に重大な影響を与えています。農業面においても、外食向けの需要米が大幅に減少しているなかで、令和3年度、米の米価が大幅に下落するなど、不透明なところが大きいように思えます。稲作農業が中心の本市農業が不透明な状況に陥ることを非常に危惧しているところであります。農業は国の根幹、国民の食の根幹をなすものであり、長浜市においても、食と農家をしっかりと守っていかなければならないと考えています。また、約8,000haの農地が適切に守られていく為には、農業者及び、各農業関係団体と行政との連携、とりわけ農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様のご協力が必要不可欠であります。今後ともさらなるご支援、ご協力をお願い申し上げます。なお、個人事ではありますが、私は小さい頃から兼業農家で、小さな田んぼですが、まだ機械化の進まないなか、小学生の頃はよく田にいた記憶があり、農業は非常に身近な存在でありました。大きくなり、裁判官となりましたが、農業

委員会との関りも少しございました。許可がおりる、おりないといったことなど、以前に比べれば減ったように思います。農業委員会でも迅速な判断をし、それが農業の保全にもつながり、参入者を増やすことになるというふうな判断だと思います。今、非常に農業の先行きというのは、不透明な中でいろいろな工夫を重ねなきゃいけないところがあると思います。今年度より長浜市では、家庭菜園など参入していただける方については、工夫を凝らした措置をとることにしています。皆様、これから農業を守るために、それに参入する人を増やすためにも、工夫をしていただければと考えています。これからの農業は本当に大事ですので、私もそういう方向については非常に関心を持って一緒に取り組んでいきたいと思っております。皆様、今後ともよろしくお願いいたします。

(副会長)

みなさん、こんにちは。農業委員会副会長の將亦でございます。本日、会長は私用で欠席でございますので、職務代理者として本日の会議を進行させていただきます。浅見市新長におかれましては、このたびの長浜市長選ご当選誠にありがとうございます。これから、まさに浅見新市長が長年、国の役員として、裁判官として全国をまわってこられました経験を生かして、長浜市政の発展と、私達、湖北地域の活性化に向けてご尽力を賜いますことを深く期待をしておりますので、御活躍をよろしくお祈り申し上げます。農業というのは、いつも厳しい状況にあるわけでありまして。今の状況というのは、非常に少子高齢化となり、農業従事者の高齢化や、大規模農家の方々も後継者が育っていかないという厳しい状況にあるところでございます。そういうところで、現在、今国会において農地法関連の審議し、農業経営基盤強化促進法の一部改正等を試みておられる。現在、任意的に作成し、農業委員の皆様方も関わっていただいております、人・農地プランを法制化し、市町村の地域計画としての位置づけの審議をされております。現在の、人・農地プランというものは、後継者を中心的農家という位置づけで、皆さんに地域の農業を頑張ってもらおうと農業委員会の方も、集落や、農協と一緒に作成にお力添えいただいていたと思っております。今後は、その法律の案として、一筆毎に将来の農業者を位置づけていこうという話でございます。つきましては、行政、農業委員会、そして地域の農業者の団体、JAも含め、そういう役割が非常に重要になっている。地域から選ばれております農業委員、農地利用最適化推進委員というのは、まさに農家と地域をつなぐ役割をもっており、人・農地プランの作成については、ますます重要な役割を担っていただかななくては、とこのように考えているところでございます。しかし、単なる法制化して地域計画として作ったというだけでは、なかなか農業の現場というのは、難しいものがある。私達が一番、重要視しておりますのは、大規模農家も中規模農家も生産したお米が本当にその労力に見合うだけの収入があるかどうか、一番大事。新型コロナウイルス感染症の影響で米価が下がったといわれておりますが、それだけではなく、今までの国の農業に関する政策が、少しずつ米価を下げてきていたのではないかと考えているところでございます。できれば生産した

お米が市場価格だけでなく、終始、採算が取れるだけ販売していただける状況になっていかない事には、若い担い手が育っていかないと考えている。やはり、これからの農業として遊休農地を守り、生産販売価格が重要視されると考えておりますので、私達も今後の状況をみていかなくてはと思います。農業者も頑張りますが、国の政策がしっかりと食を支えてくれないことには農業者の頑張りが届かないということになろうかと思えます。どうか、浅見市新長におかれましては、国や県に声を届けていただけるような役割もいただければありがたい。どうか、よろしく願い申し上げます。また、公務ご多用の中、農業委員会総会にお越しいただき、あつくお礼申し上げます。簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。本日は、大変ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。市長はこのあと別の公務があるため、ここで退席されます。お忙しい中、大変ありがとうございました。

(事務局)

それでは、ただ今より、長浜市農業委員会令和4年4月の定例総会を開催させていただきます。令和4年度を迎えまして、最初の定例総会でございます。2019年末から約2年間半続く、コロナの影響は、世界的なサプライチェーンの崩壊や消費者に急激な変化をもたらしました。加えてロシアによるウクライナ侵攻は世界を震撼させ、原材料やエネルギー価格の高騰など、将来を見通すことは益々困難な状況となっております日本の農業にあたる影響も心配されます。そんな中ではありますが、桜は満開を迎え、市内名所の海津大崎の桜の通り抜けも9日、10日とにぎわいを見せていたと聞いています。市内の圃場にもトラクターが見えかけ、気忙しい季節となってまいりました。さて、新年度を迎えまして事務局の体制ですが、当事務局としましては、金子次長が3月末をもってご退職され、4月の定期異動により、秋野局長、大住係長、川瀬主査がそれぞれ異動され、その後任として、宮本次長、近藤副参事、畠山事務員、そして、局長として私、今荘がお世話になることとなりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、各委員会の担当については、農業振興委員会は、近藤副参事、農地等調査委員会は、西尾副参事、農地最適化委員会は、後藤主幹、鳥獣害対策特別委員会は、宮本次長が担当いたしますので、併せまして、よろしく願いいたします。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名の内19名と過半数以上、出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、3月18日、

常設審議委員会が大津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件はありませんでしたので、職員は出席していません。続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が3件、4条申請が2件、5条申請が10件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認、別段面積の設定、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る4月4日に当番委員、19番の二矢秀雄委員、4番の多賀正和委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえでご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、副会長よろしくお願いいたします。

(副会長)

それでは本日、会長は私用で欠席でございますので、職務代理者として本日の会議を進行させていただきます。令和4年度、新年度となり、局長をはじめ4名の方には私たちと一緒に事務局にお力添えをいただけるよう、よろしくお願い申し上げます。湖北地域におきましては桜の名所がたくさんございますが、ほぼ満開を迎えており、桜吹雪もみられます。また、花見や長浜曳山祭りが終わりますと、田植えの時期となってまいり、皆様は準備にお忙しくされているところだと思います。長い農作業期間となりますので、くれぐれも安全に作業していただければと思います。しかしながら、世の中はなかなか難しい状況で、燃料の高騰、肥料の価格高騰、そういった状況が私達の農業現場を襲っております。従来ですと、これから植え付けを迎え、1年間の計画を立てて農作業に励んでいただける時期だと思いますが、頭を悩ませながらの作業を迎えているのではないかと思います。どうか、農機などの作業中にお怪我をされないよう、十分に気を付けていただきたいと思います。再三のお願いとなりますが、行政、農業団体を通じて、これらの対応を国に届けていただければと考えているところであります。また、ロシアによるウクライナ侵攻は心苦しく思っております。一日も早く終わり、平和な世界がくることを望んでやまないところでございます。

議事録署名委員報告、7番の廣部重嗣委員、9番の橋本治太郎委員、両委員よろしく申し上げます。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願い申し上げます。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和4年4月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところですが、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、分木町地先、田2筆、734㎡を共同住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西ほどに位置します。周囲の状況は、東と西は道路、南と北は宅地です。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和4年4月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は4件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところですが、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、口分田町地先、田1筆の一部、975㎡の内263.58㎡を使用貸借により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は譲渡人所有農地、西は宅地と道路、南は宅地、北は田です。

番号2、土地の表示、西上坂町地先、田8筆、8,939㎡、畑5筆、242㎡、合計9,181㎡を売買により工場用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は水路、南は道路、北は里道です。

番号3、土地の表示、神照町地先、田1筆、1,046㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は国道、西は市道、南は田、北は田です。

番号4、土地の表示、口分田町地先、田2筆、1,385㎡を売買により共同住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、譲渡人所有田、南は道路、北は宅地です

続きまして、報告させていただきます。農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和4年4月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計22筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田22筆、54,781㎡の内52,282㎡の解約です。番号1から番号22は、

相対による利用権の解約で、耕作目的による解約でございます。番号21については、農地中間管理事業による利用権の解約で、一部解約となっております。これは、解約部分を長浜水道企業団に取水施設として売却するための解約でございます。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(副会長)

ただいま報告のありました3件について、ご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか、ないようですので議案審議に移ります。

(副会長)

まず議案第54号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第54号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和4年4月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が3件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、湖北町賀地先の田2筆、4,481㎡の内2,864㎡に地上権の設定をされるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、草刈り等管理できている状況でした。今回の申請は後程上程します、農地法第5条申請、番号8で、営農型太陽光発電施設のパネル部分にかかる地上権の設定の案件です。営農者と発電事業者が異なる営農型太陽光発電施設の許可に関しては、農地転用許可に合わせて、地上権の設定に係る農地法3条許可が必要なることから今回の申請に至ったものです。地上権の設定に係る農地法第3条については、耕作を伴わないものであるため、農地法第3条第2項の規定に基づく審査は不要であります。設置された物件による営農への支障がないことが許可の条件となります。申請農地への営農への支障がないかどうかにつきましては、農地法第5条申請の添付書類から営農への支障はないものと判断しております。このことから、農地法第3条の許可要件を満たしているものとであることをご報告いたします。

番号2、土地の表示、木之本町石道地先の田2筆、943㎡、畑1筆、171㎡、計1,114㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地、白地の田、畑で不耕作地です。本案件は、昨年3月定例総会でご議決いただきました、空き家付農地の案件でございます。今般、譲渡人と売買で話がまとまったため、本申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、余呉町池原地先の畑1筆、1,088㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地の畑で不耕作地です。本案件は、昨年3月定例総会でご議決いただきました、

空き家付農地の案件でございます。譲渡人と売買で話がまとまったため、本申請に至ったものです。

以上、番号2、番号3につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第54号にかかる事務局からの説明を終わります。

(副会長)

ただいま説明のありました議案第54号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(副会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第54号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(副会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(副会長)

次に議案第55号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第55号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年4月11日長浜市農業委員会会長名。

議案第55号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついていす案件につきましては、さる3月22日に、農地等調査委員会の將亦委員長、2番の中川半弥委員、17番の小畑義彦委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和4年4月4日に19番の二矢秀雄委員、4番の多賀正和委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1、大井町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、二矢委員さんよりご報告をいただきます。

(二矢委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、大井町地先、田、155㎡、畑、271㎡、計426㎡、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西と南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請者は申請地集落に居住し、自宅進入路が狭く、冬季降雪時に車の出入りが困難になることから、降雪時でも道路から出入りがしやすい場所に農業用機械置場と併せて駐車場を整備する計画を建てられ申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については自然浸透で処理され、隣接農地はなく、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、榎木町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、榎木町地先、畑、82㎡、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、西と南と北は農地、東は里道です。

写真をご覧ください。申請者は申請地集落に居住し電気設備業を営んでいます。会社が自宅兼会社事務所であるため、工事に必要な車両や家族の車の駐車スペースが狭く、また、来客者の駐車場もないため、会社の近くに駐車場を、議案第56号番号10の申請地と併せて整備する計画を建てられ申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で処理され、隣接農地に影響

を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(副会長)

ただいま説明のありました議案第55号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(副会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第55号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(副会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(副会長)

次に議案第56号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第56号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年4月11日、長浜市農業委員会会長名。

議案第56号につきましては、今月の締切までに10件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第55号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、湖北町留目地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受けたいしております。本案件の詳細につきましては、二矢委員よりご報告をいただきます。

(二矢委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、湖北町留目地先、畑、175㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は用悪水路、西と北は宅地、南は農地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和54年に譲渡人が北側の宅地と併せて造成され、現在に至っております。譲受人が結婚を期に住居の建築を計画され、譲渡人と話を進める中で農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、申請地南側に水路を整備し、東側の用悪水路に排水する計画をされており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可やむなしと考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、五村地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。また申請地は、都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、五村地先、畑、6.09㎡、契約内容は売買で、転用目的をアパートとした申請です。周囲の状況は、東は農地、西と北は雑種地、南は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は市内に本社があり、不動産業を営んでいます。今回、需要が高く利便性が良い場所でアパートの建築を計画され、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり、申請地の北側隣地と併せて計画を進める中で、申請地の農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、南側の道路側溝に排水する計画をされており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。また申請地は、虎姫駅から南西に300mほどに位置します。鉄道の駅から概ね300m以内に位置していることから、第3種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、二矢委員よりご報告をいただきます。

(二矢委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、田町地先、畑、501㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は水路、北は里道です。

写真をご覧ください。譲受人は現在市外のアパートに居住していますが、今年4月から勤務地が長浜市内になり、6月に子供も生まれる予定のため実家のある集落内に住居を建築する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、申請地東側にL型擁壁及びU字項を設置し、申請地南側の河川に排水する計画をされており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。また申請地は都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、内保町地先、畑、381㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は宅地、北は雑種地です。

写真をご覧ください。譲受人は現在、市内のアパートに居住しております。今回、高齢になっていく両親の面倒を見るうえで利便性の良い適地を実家近くで探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、申請地周囲に擁壁を設置し、西側の道路側溝に排水する計画をされており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、高月町宇根地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、二矢委員よりご報告をいただきます。

(二矢委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、高月町宇根地先、畑、19㎡、契約内容は贈与で、転用目的を通路とした申請です。周囲の状況は、東は譲受人所有農地、西は水路、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは譲渡人の祖父が昭和19年頃に隣家の通路として造成され、現在に至ったものです。今回、譲受人と譲渡人の間で贈与の手続きを進める中、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で処理される計画をされており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可やむなしと考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、湖北町小今地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設を集落に接続して設置する場合には、例外的に許可できますことから、許可やむなしと判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、湖北町小今地先、畑、393㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は水路、北は水路と宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地集落に居住しています。現在の住宅敷地には、駐車スペースが少なく、住居近くで駐車場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透と申請地南側水路に排水する計画をされており、隣接農地もなく隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、湖北町山本地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、二矢委員よりご報告をいただきます。

(二矢委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は土地の表示、湖北町山本地先、畑、146㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東と南は里道、西は宅地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地西側隣接地に居住しており、子供が車を運転するようになり、現状の駐車スペースでは手狭になってきたため、住居近くで駐車場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策については、自然浸透と申請地南側の水路に排水する計画をされており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、湖北町賀地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。農用地区域内農地です。農用地区域内農地については原則許可できませんが、市町村が定める農用地利用計画において、指定された農業用施設の用途のために転用する場合や、仮工作物の設置、その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合などは、例外的に許可できる場合があります。本案件は、転用目的が営農型太陽光発電施設で一時転用されるものです。この場合、農林水産省通知により発電設備下部における営農が適切に継続されること、また毎年生産された農産物に係る状況を報告すること、営農が行われない場合等は速やかに当該設備を撤去することなどを条件にした場合、農用地区域内農地においても例外的に許可できるものとなっております、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は土地の表示、湖北町賀地先、田、4,481㎡の内19.35㎡、転用面積は、支柱部分と変圧器のみの面積です。契約内容は賃貸借で、転用目的を営農型太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は東と西と南

は水路、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は全国的に太陽光による再生エネルギー事業を営んでいる法人です。今回、営農型太陽光発電施設を設置する計画を建てられ適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり、3年間の一時転用申請をされたものです。太陽光パネルの下部の農地の営農計画については、サカキを栽培する計画です。営農者は農地所有適格化法人を営営しており、他県でも太陽光パネルの下部でサカキを栽培しておられ、順調に成長していると知見を有する者である一般社団法人ノウチエナジーから確認の報告をいただいております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については自然浸透と申請地南側水路に排水する計画をされており、隣接農地もなく、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、泉町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。農用区域内農地です。農用区域内農地については原則許可できませんが、市町村が定める農用地利用計画において指定された農業用施設の用途のために転用する場合や、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合などは、例外的に許可できるものとなっております。許可相当と判断しています。軽微変更の手続きは、令和4年3月10日付け長浜市公告第30号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって完了しております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、二矢委員よりご報告をいただきます。

(二矢委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は土地の表示、泉町地先、田、4,310㎡のうち312㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を農業用施設とした申請です。周囲の状況は、東と南は道路、西と北は譲渡人所有農地です。

写真をご覧ください。譲受人は青年等就農計画認定を受けておられ、今後ビニールハウスでのメロン、ミニトマトを中心に経営される予定であり、収穫した野菜の直売を考えており、来客者用の駐車場の整備を計画され、栽培地近くで適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については自然浸透で処理する計画をされており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号10、榎木町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は土地の表示、榎木町地先、畑、62㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は里道、南と北は農地です。

写真をご覧ください。先ほど説明しました議案第55号、番号2の関連案件です。申請者は申請地集落に居住し電気設備業を営んでいます。会社が自宅兼会社事務所であるため、工事に必要な車両や家族の車の駐車スペースが狭く、また、来客者の駐車場もないため、会社の近くに議案第55号、番号2の申請地と併せて整備する計画を建てられ申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で処理される計画をされており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(副会長)

ただいま説明のありました議案第56号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(廣部委員)

番号10についてお聞きします。議案第55号、番号2の場所と隣接となるのですか。

(事務局)

お答えします。里道を挟み、議案第55号、番号2の場所と一体的な利用としての計画になります。

(廣部委員)

はい、わかりました。

番号5についてもお聞きします。譲受人と譲渡人とは親子関係でしょうか。

(事務局)

お答えします。親族関係とお聞きしております。

(廣部委員)

はい、わかりました。

(副会長)

他にございませんか。

(村方委員)

番号8についてお聞きします。議案第54号、番号1と同じ場所で、転用目的を営農型太陽光発電施設とした申請ですが、耕作者が県外に居住されている。管理などしっかりとやっていただけるのか心配。今後も指導を徹底していただきたいと思う。

(事務局)

はい、ご意見ありがとうございます。補足となりますが、こちらの耕作者は居住地で認定農業者であり、また農地所有適格法人を経営されており、そちらの代表をされております。以前から居住地以外での営農型太陽光発電施設を経営されている方で、実績もあり、受付しております。今後、事務局としましては、適正に指導し、管理させていただきたいと思っております。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

(村方委員)

よろしく願いいたします。

(副会長)

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第56号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(副会長)

次に議案第57号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第57号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和4年4月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手46人に対して借り手が7人で、筆数は106筆、合計の面積で、206,073㎡を利用権設定される計画です。次に、所有権の移転につきましては、所有者9人、取得者7人、筆数は15筆、面積は23,015㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が、利用権設定についてと記載されている番号1から番号106のすべてが、相対により地元農業者に、利用権を設定される計画です。次に、所有権移転につきましては、タイトルの後方が、所有権移転についてと記載されている番号1から番号15につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1から15については、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(副会長)

ただいま説明のありました議案第57号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(副会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第57号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(副会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(副会長)

次に議案第58号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第58号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和4年4月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にごございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました1番から20番までの20件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(副会長)

ただいま説明のありました、議案第58号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(副会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは議案第58号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(副会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(副会長)

次に議案第59号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第59号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和4年4月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に、取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、公示したときは、その面積と規定されており、今回、公告しようとするものです。議案書の別紙記載のとおり、今般告示を行う木之本町杉野地先の畑1筆について、別段の面積を0.1アールに規定するものです。本案件については、空き家バンクに空き家と農地の登録をされ今般売買の話がまとまり申請に至ったものです。木之本町杉野地先の畑1筆について、さる3月16日に現地委員であります小畑委員と事務局で現地調査を行った結果、畑は一部防草シートで管理されており、営農については、耕作再開も容易なことから、別断面積の公示を行っても問題ないとの意見をいただいております。また、3月21日、事前審査委員会の当番委員協議を行っていただいた結果も同様に問題なしと意見をいただいております。本総会にてご議決をいただいた後に、告示を行い別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなっております。

以上をもちまして、議案第59号にかかる事務局からの説明を終わります。

(副会長)

ただいま説明のありました、議案第59号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(副会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

(副会長)

それでは議案第59号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、これを承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(副会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとします。

(副会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(副会長)

それでは次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、続きまして令和4年3月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和4年5月の農業委員会定例総会につきましては、連休の関係から通常の10日ではなく、令和4年5月13日、金曜日の午後1時30分になり、会場は高月支所3階、3A会議室で予定しております。

3点目、令和4年5月の農地転用の現地調査につきましても総会と同様に、通常の3日ではなく、令和4年5月9日、月曜日の午前8時30分から、市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、1番の八若委員、2番の中川委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

4点目、令和4年4月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和4年4月21日、木曜日の午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、1番の八若委員、6番の森川委員です。よろしくお願いいたします。

この後、農業振興委員会をこの会場にて開催しますので、担当の委員さんはお残り下さい。

最後になりますが、活動記録につきましては、お帰りの際に机の上に置いておいていただきますようお願いします。

(副会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(副会長)

ご意見等ないようでしたら、これで定例総会を終了いたします。みなさん、お疲れ様でした。

(閉会)

令和4年5月11日

議事録署名

会 長

番

番
